

令和6年度 第5回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月21日(水) 10時00分～11時00分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 恒岡 純子 西川 昇吾 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 片山 智成 佐橋 洋一 廣瀬 純子 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 松井 寿人

4 議題

- (1) 令和6年度三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)
- (3) 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)
- (4) 特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について

5 開会

(指導官)

定刻になりましたので、令和6年度第5回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてでございますが、石田委員と山本委員から事前にご欠席のご連絡をいただいております、15名中13名の方がご出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長からご挨拶を申し上げます。

(局長)

おはようございます。

本日もお忙しい中、第5回三重地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先日、前回の審議会におきまして、各委員の皆様のご尽力によりまして、時間額1,023円というご答申をいただいたところでございます。改めて深くお礼を申し上げます。

本日は、この答申について異議申出の公示を行いましたところ、2件の異議の申出がございました。

本日は、提出されました異議申出につきまして、当審議会のご意見を頂戴いたし

たく、審議をお願いできればと考えております。

また、8月6日には小委員会において、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性についてご審議いただき、小委員会委員の皆様どうもありがとうございました。

本日、こちらについてご答申いただき、それを受けて特定（産業別）最低賃金の改正決定諮問をさせていただきたいと思っております。

まだまだ暑い日が続いております。健康にはくれぐれもご留意していただきたいと思います。

今後予定されております特定（産業別）最低賃金の改正に関する審議につきましても、引き続き、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(指導官)

それでは議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行っていただきます。安井会長、よろしくお願い申し上げます。

6 議 事

(1) 令和6年度三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について

(会 長)

おはようございます。

本日もご多用の中、またこのようなお暑い中、本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。お盆も過ぎたというもののまだまだ暑い日が続きますし、今年の夏は地震だの台風だの猛暑日が連続して続くとか色々な異常気象や天変地異が起こっております。

その中で先日来、本審議会の中で三重県最低賃金の審議を慎重に行っていただきまして、答申をさせていただきました。局長の方からのご挨拶にもございましたが、前回の答申を受けまして本日は議題にもございますように、三重県最低賃金の改正決定答申に対する異議申し立てが出されたことに対する審議、先般小委員会でご審議いただきました三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無についてのご審議をいただくことになっております。慎重に最後までご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和6年度第5回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

議事の1番、令和6年度三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出につきまして、事務局から説明をお願いします。

(室 長)

異議申出についてですが、8月5日の本審にて時間額1,023円とする答申をいただき、同日、三重県最低賃金の改正決定に係る三重地方最低賃金審議会の意見に関する公示を、最低賃金法第11条に基づいて、8月5日から8月20日までを公示期間として行いました。

その結果2件の異議の申出がございました。異議申出があった場合には、その申出について審議会に諮問を行い、意見を求めなければならないこととなっておりますので、諮問させていただきたいと思います。

— 局長から会長に「諮問文」を手交する。 —

(会 長)

只今、三重労働局長から諮問が行われました。
その諮問文を事務局の方で朗読をお願いいたします。

(室 長)

諮問文の写しは資料1として配布をさせていただいておりますので、お手元ご覧下さい。

— 室長、諮問文を朗読する。 —

(室 長)

異議申出の内容は、資料2に写しを付けさせていただいております。異議の内容について、提出日順に読み上げさせていただきます。

— 室長、2件分、読み上げ —

三重県労働組合総連合議長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

三重一般労働組合（ユニオンみえ）執行委員長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

詳細につきましては、お手元の資料でご確認いただければと思います。よろしくお願ひします。

(会 長)

ありがとうございました。

先程ご報告ありましたように、2件の異議申立が出されております。これを如何に取り扱うかという諮問でございます。その他何か事務局からございますでしょうか。

(室 長)

資料3をご覧ください。

本年度の全国の地域別最低賃金の答申状況についてご説明させていただきます。

8月20日時点におきまして、44都道府県で答申がございました。

その内訳は、59 円引上げ 1 県、58 円引上げ 1 県、57 円引上げ 1 県、56 円引上げ 2 県、55 円引上げ 6 県、54 円引上げ 3 県、53 円引上げ 1 県、52 円引上げ 2 県、51 円引上げ 6 県、50 円引上げ 20 都道府県、

目安額超えが 24 県、目安額のおりが 20 都道府県となっています。

これらを踏まえて審議をお願いいたします。

(会 長)

先般、本審で結審し、現行金額を 50 円引上げて 1,023 円という結論を出させていたいただいたところでございます。今回の異議について労働者側と使用者側からそれぞれご意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者側お願いいたします。

(廣瀬委員)

まず、異議申立書を読ませていただきました。こちらに書かれた内容ですね、物価高による生活苦、そのためには最低賃金の大幅な引き上げが必要であること。

また、隣県との格差を埋めるため人出不足を防ぐためにも、格差を縮めていかななくてはならない。

また、目安に囚われず客観的にデータに基づいた審議が必要であることなどは、審議の中で労働者側から何度も主張させていただいた点であります。本年度はそれを踏まえた上で出した結論ですので、今回こちらの方は 50 円ということで、異議ございません。

(会 長)

ありがとうございました。

では、使用者側ご意見いかがでしょうか。

(中村委員)

4 日間に亘って本当に熱心に、例年以上にですね、労使双方が議論を重ねさせていただきました。このような結果を下させていただいておりますので、我々としてはこの決定という形で判断をさせていただきたいと思います。

(会 長)

ありがとうございました。

労使それぞれのご意見を伺いましたところ、それぞれの立場の違いはあるものの、十分に審議を尽くした結果ということで、意見が一致しているものと判断させていただきました。

この議題におけます異議申し立てにつきまして、当審議会の意見といたしましては、労使の立場を念頭におきつつ十分に審議を尽くしたものという結論が出ております。

そこで、8 月 5 日の改正決定の答申どおりの結論とさせていただきたいと思えます。

ご異議ございませんでしょうか。

— 「異議なし」、の声あり —

特に異議が無いようでございます。念のために賛否をいただき決定させていただくことにいたします。

それでは、8月5日の改正決定の答申どおりの結論とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

はい、ありがとうございました。

採決の結果、全員賛成でございますので8月5日の改正決定の答申のとおり決定させていただきます。

それでは、「令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申をしたいと思っておりますので、事務局で答申文（案）のご準備をよろしく申し上げます。

(室 長)

承知しました。

— 答申文（案）を配布 —

(会 長)

それでは、答申文（案）を、事務局の方で朗読してください。

— 室長、答申文（案）を朗読する。 —

(会 長)

はい、ありがとうございました。

答申文は、ただいま読み上げられました案のとおり決定をさせていただきたいと思っております。

それでは、答申をさせていただきます。事務局で答申文を用意してください。

— 会長から局長に答申文を手交 —

(2)特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

(会 長)

それでは、次の議事に移らせていただきます。議題の2番目であります「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」でございます。

8月6日に開催されました小委員会におきましてご審議をいただきまして決議をされた結果であることをご報告させていただきます。

それでは、お諮りいたします。

事務局から、2通の報告書を読み上げていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

（室 長）

それでは、私の方から読み上げさせていただきますと思います。

本日の報告書1として付けさせていただきます。

— 室長、2通の報告書を読み上げ —

（会 長）

ありがとうございました。

この報告について、何かご意見があればお伺いしたいと思います。

はい、佐橋委員。

（佐橋委員）

労働者側委員の佐橋でございます。

今回、私も今回小委員会のメンバーとして審議にあたらせていただき、使用者側の皆様、公益の皆様、それぞれから非常に真摯な時間をかけた議論ができたというところで、感謝を申し上げたいと思います。

今回、必要性なしとなった2業種につきまして、特に一般機械器具製造業の当該産業のこれは、労働者側だけでなく、使用者側の方からも改めて本年の決定につきまして、非常に残念だという声をいただいております。その理由といたしましては、必要性ありとなった3業種と比べても金額的に遜色がないというところと、中小企業にも配慮した上での実情での今回申し入れをさせていただいているところで、改めて当該産業としては、他と遜色がない中で、これまで長きに亘り、必要性の申し入れができていなかったというのはあるのですが、改めて、産業としてのプライド、産業の今後の発展、そういったことを加味してですね、この二年間必要だということ、労使で判断をして、申し入れをしているというところで、改めてそういったところをこの場で伝えていただきたいと思いますという声があったこと。

そして、当該産業の方から、公平性と納得性を持ったルールに基づききちんと今後審議をしていただけないかというご要望がありましたので、この場を借りて次年度以降、引き続き当該産業としては、取組を進めたいということもありますので、是非、審議の際に公平性と納得性の持てるルールの策定も含めてですね、議論をさせていただければと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。以上です。

（会 長）

只今、佐橋委員からご意見を頂戴いたしました。貴重なご意見として次年度以降検討をさせていただければよろしいかと思えます。

それでは、小委員会報告を元にして、委員の皆様にお諮りをいたします。賛否をいただき、最終的に決定させていただくことにいたします。
必要性ありの報告書の内容で賛成の方、挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

はい、ありがとうございます。

全員賛成でございます。

採決の結果必要性ありの報告書の内容で進めさせていただきます。

よって、電線・ケーブル製造業、電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性は「有」と決定させていただきます。

また、小委員会報告により、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業及び一般機械器具製造業の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性は「無」と決定させていただきます。

それでは、事務局で答申文の準備をお願いいたします。

— 事務局答申文（案）（2通）準備 —

— 事務局にて答申文（案）（2通）各委員に配布 —

（会 長）

只今、2通の答申文（案）を配付をいただきました。

それでは、答申文（案）を朗読していただき決定することとしたいと思いますので、事務局よろしくをお願いします。

（室 長）

それでは答申文（案）を読み上げさせていただきます。

— 室長、答申文（案）（2通）を読み上げ —

（会 長）

ありがとうございました。

只今の答申文（案）につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

特にないようでございますので、只今の2通の答申文（案）の冒頭の（案）を取っていただきまして、このように決定することとさせていただきます。

これを局長に答申させていただきます。

— 会長から局長に答申文（2通）手交 —

(3) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

（会 長）

それでは、次の議題であります3番目、「特定（産業別）最低賃金の改正決定について」、事務局から説明をお願いします。

（室 長）

只今、会長から答申をいただいたところでございますが、「特定（産業別）最低賃金の改正決定について」諮問をさせていただきたいと思っております。

— 局長から会長に「諮問文」を手交 —

— 「諮問文（写）」配付 —

（会 長）

只今、諮問文（写）を配付していただきました。
それでは、事務局の方で諮問文の朗読をお願いします。

— 室長、諮問文を読み上げ —

（会 長）

はい、ありがとうございました。
只今、3業種について、改正に係る諮問をお受けいたしました。
この件について、何かご意見ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

(4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について

（会 長）

それでは、次の議題に移らせていただきます。
議題の4番目、特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について事務局から説明をお願いいたします。

（室 長）

只今、特定（産業別）最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条第2項の規定により、最低賃金審議会に専門部会を設置し、改正の決定について調査審議を進めていただくこととなります。

委員の推薦につきましては、本日8月21日に、委員の推薦公示を行い、推薦期間は9月4日（水）までとさせていただきます。存じます。

また、公益委員の方々には、私どもから委嘱のお願いを致しますのでその節はどうぞよろしくお願ひいたします。

併せて、最低賃金の決定について諮問した場合は、審議会が関係労働者及び使用者の意見を聴く旨及び意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を提出すべき旨の意見聴取に係る公示も同様に「本日公示し、9月4日締切り」を進めたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

例年のように各産業に関連した業種を代表する方を推薦していただくことになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

この件に関連して事務局から連絡事項等はございますか。

(室 長)

第1回特定(産業別)最低賃金専門部会につきましては、開催日時は9月17日(火)午後2時から、場所は地下会議室を予定しております。3業種合同で開催をすることを予定しておりますので、日程調整の程、よろしくお願ひいたします。

次回の本審でございますが、10月23日(水)午前10時から三重労働局地下会議室で、特定(産業別)最低賃金額の改正の答申を行うことを主な内容として開催させていただきたいと思っております。

後日、改めてご連絡させていただきますが、日程の確保をよろしくお願ひします。

また、本日は、複数の答申をいただき誠にありがとうございました。

本日の三重県最低賃金に係る答申により、令和6年10月1日以降、三重県最低賃金が1,023円になることが決定いたしましたので、今後は、周知をしっかりとやってまいります。

併せて、中小企業や小規模事業者に対する最低賃金引上げ支援策の周知につきまして、資料4としてお配りをさせていただきましたリーフレットを作成いたしましたので、近日中に三重労働局ホームページに掲載するほか、県内労働基準監督署及びハローワーク、県市町ほか県内関係協力機関に配布して、周知を行ってまいります。

委員の皆様方におかれましても、引き続き、周知の方にご協力いただければ幸いに存じます。以上でございます。

(会 長)

本日の異議申出をもちまして、10月1日から1,023円となることが決定いたしました。これに向けて周知の方よろしくお願ひいたしたいと思っております。助成金等もあるようですので、そちらの方も改めて周知をお願ひいたします。

先程、日程の報告がございました。9月17日に特定(産業別)最低賃金の合同部会を開催するというところで、まだ委員が決まったわけではございませんけれども、委員にご就任いただく方には、日程調整をよろしくお願ひいたします。更はその答申の場として10月23日10時から本審を開催するというところでございますので委員

の皆様には日程確保をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして令和6年度第5回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上